

学術部門運営規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人秋田県臨床検査技師会（以下「会」という）組織運営規程第19条にもとづき、学術部門の任務及び運営について定める。

(目的)

第2条 学術部門は、会の定款第4条にもとづき、検査研究を推進し会員相互の研究と資質の向上をはかり、学術活動を通じ公益に寄与する事を目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 学術部門は、次の事業を行う。

- (1) 学術研究及び調査に関すること
- (2) 精度管理に関すること
- (3) 検査方法の検討及び調査に関すること
- (4) 研究会、研修会に関すること
- (5) 学会の開催及び運営に関すること
- (6) 関係団体との学術協力に関すること
- (7) その他、目的達成のための事業に関すること

2 前項第2号は、別に設ける精度管理委員会で事業を行う。

第3章 組織運営

(学術部門、分野)

第4条 会の学術部に次の部門をおく。

- (1) 生物化学分析部門
- (2) 臨床一般部門
- (3) 臨床血液部門
- (4) 臨床微生物部門
- (5) 輸血細胞治療部門
- (6) 病理細胞部門
- (7) 染色体・遺伝子部門
- (8) 臨床生理部門
- (9) 臨床検査総合部門

2 各部門には、それぞれの検査分野毎に分野を設けることができる。

(学術部門役員)

第5条 各部門に次の役員をおく。

- (1) 部門長 1名
- (2) 部門員 数名

2 部門内に分野を設けた場合は、それぞれの分野長をおくことができる。(学術部門役員選出)

第6条 部門長は、以下の選考基準を満たした正会員の中から選出し、会長が任命する。

- (1) 生涯教育研修制度終了者であること。
- (2) 日本医学検査学会もしくは北日本支部医学検査学会において筆頭発表者の経験があること。
- (3) 当会での学術活動経験が5年以上あること。

2 前項第2号の基準を満たしていない場合は、当該任期中に基準を満たすことを条件に、県の医学検査学会において筆頭発表者の経験がある者でも可とする。

3 部門長が交替するときは、当該部門員の互選により新部門長を選出する。

4 部門員は、部門長を選出する。

(部門別学術部門役員任期)

第7条 各部門長及び部門員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

(会議の構成員)

第8条 学術部会の構成員は、次の通りとする。

- (1) 学術担当副会長
- (2) 学術部長及び部門長
- (3) 担当理事及び学術部長が指名した者

(会議の招集と議長)

第9条 学術担当副会長が招集し議長となる。

- (1) 会議は必要に応じ開催する。

(会 議)

第10条 学術部会は、第3条のほか、次の事項を決定する。

- (1) 年度事業の計画(学会・検査研究講習会など)
- (2) 年度事業の報告(学会・検査研究講習会など)

(補 則)

第11条 この規程は、理事会の決議を経なければ改廃する事ができない。

付 則

(規程の施行)

この規程は昭和61年4月1日から施行する。

2 平成11年5月23日変更

平成14年4月1日変更

平成18年6月16日変更

平成30年4月1日変更

この規程は、令和4年4月1日から施行する。